

今、行うべきことは？

巻・頭・言

特許庁技術懇話会 代表委員 伊藤 陽



2002年に小泉総理大臣が「知的財産立国」を目指すことを国家ビジョンとする旨表明した後、毎年「知的財産推進計画」が策定され、種々の成果が生み出されていることは既にご承知のとおりです。

各種施策が実行されている中で、審査順番待ち案件の着実な処理が会員諸氏により着実に実行されているところですが、本年9月末には、旧審査請求制度（出願から7年以内）下の出願の審査請求が終了、いわゆる「請求のコブ」の発生が終了することとなります。そして、2008年度は「知的財産推進計画」に定められた「特許審査の順番待ち期間」が最大値（「30月未満」）の年にあたり、今後、2013年までに11ヶ月にするとの中期目標に向け「順番待ち期間」は短期化していくものと期待されています。すなわち、2008年度は節目になる年と思われれます。

このような状況において、先日、特許庁が設置した「イノベーションと知財政策に関する研究会」（座長：野間口三菱電機会長）の提言（案）と報告書（案）である「イノベーション促進に向けた新知財政策」が公表（特許庁HP参照）されました。その中で、3つの基本目標のうち「持続可能な世界特許システムの実現」と「特許システムの不確実性の低減」を達成するために「特許の質の向上」が必要である旨うたわれています。なお、報告書（案）には「日本特許庁が現在の高い質をこれからも維持していくことは、日本特許庁がどのような新しいパテントポリシーを探ろうとも第一の目標とすべきである」とのパブリックコメントで寄せられたAIPPI USの意見が載せられています。

以上は質と量（処理）に関連する最近のトピックになりますが、この質と量のバランスは特許庁永遠の課題かもし

れません。現状をみると、日本の審査官は、一人当たり年間、米国の2.6倍、欧州の4.4倍にあたる件数の審査処理を行っているにもかかわらず、上記のAIPPI USの意見にもみられるように、全体として審査の質について低い評価を受けているわけではありません。審査業務あるいは審査周辺部署での審査官のポテンシャルは高く、日々研さんを図っていることから、驕ることなければ自信を持ってよいと思います。

ところが、審査官の現状は、外部になかなか知られていない、あるいは誤解されている面も多いのではないかと。例えば、特許懇では、従来より弁理士有志、知財協有志との意見交換会を実施（特許懇249号参照）していますが、参加した審査官（補）はそのように感じる人が多いようです。特許懇の目的として、「会員相互の親睦と研さん」ならびに「地位の向上」をはかり、あわせて特許行政に寄与することと会則にうたわれています。審査官の日常の業務、能力を外部へ情報発信し、審査官の現状を理解して貰うことは、審査官の評価の向上になり、サポーターを増やすこととなり、ひいては「地位の向上」に繋がるものと信じています。そのため、今年度は、特に、外部との意見交換会、特許懇誌の発行、特許懇HP、その他のツールを用いて、情報発信を積極的に実施していくつもりです。

この特許懇250号においては、特集2として「知財最前線で活躍する審査官」を取り上げて、会員には同輩がどのような仕事をどのように遂行しているか、外部には諸分野で活躍する審査官の現状をお知らせします。

終わりに、会員諸氏のご活躍を祈念するとともに、特許懇活動への積極的な参加を期待します。